平成２８年（フ）第９２号
三重県津市白塚町948番地12　ＳＯＣＩＡ優305号室
債務者　玉置　貴則
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９５号
三重県津市芸濃町雲林院1417番地１
債務者　前川　　**博**
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７１号
三重県四日市市中部14番14―201号　エスポア四日市
債務者　樋口　博之
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
三重県四日市市伊倉１丁目１番37号　グランドゥール城西５Ｃ
債務者　山原　達史
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
三重県四日市市坂部が丘１丁目1667番地108
債務者　中村雅以子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第４８５号
京都市伏見区向島鷹場町104番地８　向島市営住宅10―１棟409号
債務者　岡田　　学
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４８７号
京都市山科区御陵血洗町46番地10
債務者　田中　貞男
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目４番20―501号
債務者　島尻美佐子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５１号
兵庫県尼崎市大庄西町３丁目３番17号　エステートピア武庫川107号
債務者　山本　　勤
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５３号
兵庫県尼崎市小中島２丁目３番10―106号
債務者　松田晃子こと　金　　初子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５７号
兵庫県西宮市北口町１番１―706号
債務者　岡橋　寛之
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５８号
兵庫県西宮市北口町１番１―706号
債務者　岡橋　圭子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７号
愛媛県松山市堀江町甲862番地１　シーサイドほりえ503号
債務者　山下　友子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４７号
愛媛県松山市萱町１丁目５番地３　エスポワール松山407号
債務者　沖本　直也
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９６号
愛媛県松山市山越１丁目２番34号　メゾンティアール101号
債務者　梅本亜久梨
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１０号
愛媛県松山市福音寺町236番地10　シャルマンコーポ福音寺203号
債務者　渡部　良平
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１２号
愛媛県松山市高砂町３丁目３番地２　高砂団地501号
債務者　吉田　一仁
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
松山地方裁判所民事部